

関ヶ谷自治会防災方針

1. 指針策定の主旨

本指針は地域内すべての住民が安全・安心に暮らせるよう、災害時における被害を少しでも減らすために、自治会として取るべき具体的行動の指針を定めるものである。

今後、地域の特性を生かしつつ、自助・近助及び共助が最も重要であることを認識し、更により安全安心な街づくりのために全住民の力を結集して、不断に防災体制強化を図って行くものとする。

2. 災害発生に備えての活動

(1) 啓発活動

- 自治会広報誌等の広報手段を通じて啓発活動を継続的に行う。
- 講演会・勉強会などの開催、防災商品の紹介など、防災・減災に資する啓発活動を積極的かつ継続的に行う。なお、活動計画(活動方針、予算案等)は年度ごとに防災部が策定し自治会役員会の承認を得る。
- 横浜市家庭防災員制度の活用を図り、市主催の講習会への積極的参加により防災知識向上を図る。なお、受講者はその年度の地区長を優先する。
- 定期的に安否確認・防災訓練を行う。訓練内容・方法は年度ごとに防災部が計画する。

(2) 体制の強化

- 自治会役員、防災部(自治会防災担当役員、防災部部长、防災部担当地区長)、防災ボランティアグループ(以下、防災VGという)は、それぞれの役割分担に応じて自治会の主要な防災活動を担う。
- 自治会会長、防災部、防災VG代表・副代表をメンバーとする防災会議を設置し、防災関連の課題を統合的に審議する。
- 防災VGをはじめとして、自主活動部との協働を強化する。
- 家庭防災員の講習受講者の活用を図り、災害発生時の初期対応の機能強化を図る。
- インフラ不具合時の対応を強化する。
 - ◇ 情報発信受信、収集の手段を構築する。
 - ◇ 防災機材の見なおしを図る
- 三地区(関ヶ谷、夏山、山の手)の更なる連携強化を図る。
- 西金沢学園との連携を深め、共助の体制を強化する。
- 自主救護・救援・復旧の体制を整える事を検討する。
- 体制強化に応じた防災予算とする。

3. 災害発生時の活動

(1) 災害対策本部の設置

- 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した時、自治会内の数か所で火災が発生した時、強い台風が直撃した時などには、自治会役員および防災VG役員は自らの安全を確認、確保して、自治会館に集結し、被災状況を見て災害対策本部を自治会館内に設置する。本部長は自治会長とする。副本部長は防災担当役員および防災VG代表とする。なお、災害対策本部は地域住民の日常生活への概ねの復旧が確認できるまで設置を継続する。
- 西金沢学園地域防災拠点に災害対策本部が設置された場合、本部長(会長)の指示により予め決められた要員を派遣する。

(2) 情報連絡、情報発信と収集

- 自治会緊急連絡網等により情報の連絡発信を行うが、電話等の通信手段が機能しない場合は口伝又は SMS や SNS を使って行う。SMS、SNS については今後自治会として検討する。

(3)安否の確認

- 班長は班員と協力して要援護者を含む地域住民の安否確認を行い、その結果を所定の様式で地区長に報告する。
- 地区長は班長からの地域住民の安否確認結果を所定の様式で対策本部に報告する。

(4)被災者の救護支援

- 地域住民に被災者が出た場合、速やかに災害対策本部に連絡し被災者の救護を図るとともに、被災者近隣の方々と協力し、自治会として出来る限りの救護支援活動を行う。
- 日常生活に支障をきたす状況が継続する場合、生活支援への活動に努めるが、その内容と方法等の詳細は今後検討して行く。

(5)避難行動

- 行政の避難勧告や避難指示が発令された場合は、地域で指定された避難場所(いっとき避難場所、広域避難場所、地域防災拠点、特別避難場所など)へ速やかに向かう。

4. 西金沢学園地域防災拠点との関係

地域防災拠点に対策本部が設置された場合、本部長(会長)の指示により、予め決められたメンバーを要員として派遣する。

以上